

2025年4月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の食材費等の高騰などを踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

区分		負担額（非課税）	
		2025年 3月31日まで	2025年 4月1日から
①	一般の方	490円/食	 510円/食
②	住民税非課税の世帯に 属する方(③を除く)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		230円/食	 240円/食
		過去1年間の入院期間が90日を超える	
		180円/食	 190円/食
③	②のうち、所得が一定 基準に満たない方など	110円/食	 110円/食

※オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。

※患者さんの病状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額に変わりはありません。